

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年9月12日
【発行者名】	日本リテールファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 廣本裕一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 常務執行役員 南俊一
【電話番号】	03-5293-7081
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	日本リテールファンド投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 4,943,340,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成18年8月29日に提出した有価証券届出書（平成18年9月11日及び平成18年9月12日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項につき、平成18年9月12日開催の役員会において発行価格及び売出価格等が決定されたことにより、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

- (3) 発行（売出）数
- (4) 発行（売出）価額の総額
- (5) 発行（売出）価格
- (13) 手取金の使途

### 第二部 参照情報

#### 第1 参照書類

- 4 訂正報告書

\_\_\_\_\_ 罫の部分は訂正箇所を示します。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

#### (3)【発行（売出）数】

<訂正前>

6,000口

(注1) 上記発行数は、以下の「オーバーアロットメントによる売出し」に関連して、日興シティグループ証券株式会社を割当先として行う第三者割当による追加発行投資口の割当（以下「本第三者割当」といいます。）の発行数です。本投資法人は、平成18年8月29日（火）開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、本投資証券40,000口の国内における一般募集（以下「国内募集」といいます。）及び38,000口の欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに定める適格機関投資家への私募のみとします。）における募集（以下「海外募集」といいます。）を決議していますが、国内募集に当たり、これとは別に、その需要状況等を勘案した上で、日興シティグループ証券株式会社が三菱商事株式会社から6,000口を上限として借り入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行うことがあります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、日興シティグループ証券株式会社が借入投資証券の返還に必要な本投資証券を取得させるために行われます。なお、本投資法人は、国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しに関し、平成18年8月29日（火）に有価証券届出書を関東財務局長に提出しています。

また、日興シティグループ証券株式会社は、借入投資証券の返還を目的として、国内募集の払込期日の翌営業日から平成18年9月22日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数（以下「上限口数」といいます。）を上限として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において、本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

（中略）

(注3) 本投資法人と割当先との関係等は以下のとおりです。

割当先の氏名又は名称		日興シティグループ証券株式会社	
割当口数		6,000口	
払込金額		4,980,000,000円（注）	
割当先の内容	本店所在地	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 安倍秀雄	
	資本の額（平成18年3月末日現在）	96,307,750,000円	
	事業の内容	証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）に基づき証券業を営んでいます。	
	大株主（平成18年3月末日現在）	株式会社日興コーディアルグループ及びCitigroup Global Markets Holdings GmbH	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数（平成18年2月28日現在）	1,284口
	取引関係	国内募集の共同主幹事証券会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資証券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、本書の日付現在における、本投資証券の時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

6,000口

(注1) 上記発行数は、以下の「オーバーアロットメントによる売出し」に関連して、日興シティグループ証券株式会社を割当先として行う第三者割当による追加発行投資口の割当（以下「本第三者割当」といいます。）の発行数です。本投資法人は、平成18年8月29日（火）及び平成18年9月12日（火）開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、本投資証券40,000口の国内における一般募集（以下「国内募集」といいます。）及び38,000口の欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに定める適格機関投資家への私募のみとします。）における募集（以下「海外募集」といいます。）を決議していますが、国内募集に当たり、これとは別に、日興シティグループ証券株式会社が三菱商事株式会社から借り入れる本投資証券6,000口（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、日興シティグループ証券株式会社が借入投資証券の返還に必要な本投資証券を取得させるために行われます。なお、本投資法人は、国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しに関し、平成18年8月29日（火）に有価証券届出書を、平成18年9月12日（火）に発行価格等の決定に伴う有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長に提出しています。

また、日興シティグループ証券株式会社は、借入投資証券の返還を目的として、国内募集の払込期日の翌営業日（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）に、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数（以下「上限口数」といいます。）を上限として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において、本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

（中略）

(注3) 本投資法人と割当先との関係等は以下のとおりです。

割当先の氏名又は名称		日興シティグループ証券株式会社	
割当口数		6,000口	
払込金額		4,943,340,000円	
割当先の内容	本店所在地	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 安倍秀雄	
	資本の額（平成18年3月末日現在）	96,307,750,000円	
	事業の内容	証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）に基づき証券業を営んでいます。	
	大株主（平成18年3月末日現在）	株式会社日興コーディアルグループ及びCitigroup Global Markets Holdings GmbH	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数（平成18年2月28日現在）	1,284口
	取引関係	国内募集の共同主幹事証券会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資証券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注)の全文削除

(4)【発行（売出）価額の総額】

<訂正前>

4,980,000,000円

(注) 発行価額の総額は、本書の日付現在における、本投資証券の時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

4,943,340,000円

(注)の全文削除

## (5)【発行（売出）価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、平成18年9月11日（月）から平成18年9月13日（水）までのいずれかの日（以下「発行価格決定日」といいます。）に国内募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

1口当たり823,890円

(注)の全文削除

## (13)【手取金の使途】

< 訂正前 >

本第三者割当による手取金（上限4,980,000,000円）は、本第三者割当と同日付をもって決議された国内募集における手取金（33,200,000,000円）及び海外募集における手取金（31,540,000,000円）と併せて、借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金等に充当します。

(注1) 上記の手取金は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

本第三者割当による手取金（上限4,943,340,000円）は、本第三者割当と同日付をもって決議された国内募集における手取金（32,955,600,000円）及び海外募集における手取金（31,307,820,000円）と併せて、借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金等に充当します。

(注1)の全文削除

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

#### 4【訂正報告書】

< 訂正前 >

該当事項はありません。

< 訂正後 >

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成18年9月12日に関東財務局長に提出